

「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」の概要

1 経緯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律は、第 25 条において、国及び地方公共団体が「加害者の更生のための指導の方法」等に関する調査研究の推進に努めるよう規定している。

内閣府においては、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」として平成 14 年度から調査研究を行い、平成 16 年度には地方公共団体の協力を得て、試行的な実施を含む調査研究を行った。

本報告書は、平成 16 年度の試行結果等を踏まえ、有識者 6 人（別紙）からなる配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会において、加害者更生プログラムの可能性と限界について検討した結果を取りまとめたものである。

2 報告書の骨子

【結論のポイント】

任意参加による加害者更生プログラムの実施については、国が本格的な関与を行う状況にない。調査研究は今後とも必要に応じ行われるべき。

何らかの法的な義務付けを伴ったプログラムの実施(刑事手続の一環又はそれ以外の義務付け)については、任意参加による実施と比較して有利な点があり、別途検討が行われることが望まれる。

これまでの調査研究結果

- 調査対象の英国、米国、韓国、カナダ、ドイツ及び台湾においては、裁判所等による法的な強制により、各種の方法で加害者更生プログラムを受講させている。
- 英国、米国、韓国等における実施効果に関する調査研究において、プログラムの効果について明確な結論は得られていない。
- 平成 16 年度実施した試行結果のポイントは以下のとおり。

委嘱先	東京都	千葉県
参加者	6 名（公募の上、選定）	1 名（公募の上、選定）
期間	H16.9.24～17.1.28（2h x 18 回）	H16.11.10～17.3.12（2h x 18 回）
実施方法・内容	「配偶者からの暴力の加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」（平成 16 年 7 月内閣府男女共同参画局）等に基づき、実施団体が、専門家等の参加・助言を得ながら、企画し、実施した。講座内容は、海外のプログラムのモデル等（ドゥルース・モデル等）を踏まえて、実施団体が策定した。	

結果/評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱落者はなく、参加者等による直後の評価は肯定的であったが、パートナーによる評価とはずれがあった。主観的な評価に「ずれ」があることは当然であるが、そのことを進行役等の実施者が認識していることが重要である。現時点では、効果が科学的なデータで実証されたとは言えないが、被害者の安全確保を含めた実施体制を整え、技術について一定の水準を確保し、適切な技法を用い実施すれば、ある程度の効果が得られる可能性はある。 ・ 一方、プログラム受講中の加害者を監視する制度等がなく、被害者の安全確保のための手段が限られる、受講者が限定されるなどの問題が明らかになった。
-------	--

- ・ 平成 17 年度に実施した意見聴取において、国内でプログラムを実施している団体から実施の意義等が述べられた。一方、被害者支援団体等から、現在の日本において、被害者に対する支援策は十分とはいえないこと、プログラムを実施する場合には、加害者が自らの行為がどれほどの犯罪だったのか、社会において許されないことを行ったのかを認識してもらうためにも、まずは逮捕・起訴することが必要であるなどの意見が出された。



今後の加害者更生プログラムの在り方

実施の枠組みや対象者が大きく異なる二つの方法について別々に検討した。

- (1) **任意参加による実施**・・・自発的な参加者を対象とする実施(現在、国内外の民間団体等により実施)について
 - 現時点において国が任意参加によるプログラムを直接・間接に実施するなどの本格的な関与を行う状況にない。調査研究は今後とも必要に応じ行われるべき。
 - 地方公共団体等における実施は各機関・団体の判断によるが、これまでの調査研究で明らかになった留意事項等を踏まえて実施されることが望まれる。
- (2) **義務付けによる実施**・・・何らかの法的な「義務付け」を伴った実施(刑事手続の一環又はそれ以外の義務付け)(諸外国で実施)について
 - 任意参加による実施と比較して、参加者の確保、被害者の安全確保について有利な点があると考えられる。本検討委員会の検討結果を踏まえ、様々な方法について、別途検討が行われることが望まれる。

なお、予防啓発プログラムなどの加害者更生プログラム以外の施策についても積極的に推進する必要がある。